

寺岡記念病院（訪問リハビリテーション）

（訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション）

運 営 規 程

事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）社会医療法人社団陽正会が開設する、寺岡記念病院 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）は、居宅において、主治医が必要と認めた要介護状態又は要支援にある高齢者等（以下「利用者」という）に対して、適切な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とします。

（運営の方針）

- （1）事業所の理学療法士等は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざすよう努めます。
- （2）事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- （3）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称及び所在地）指定訪問リハビリテーション事業を行う事業所の名称は、下記のとおりとします。

- （1）名 称：てらおか訪問リハビリテーション
- （2）所在地：広島県福山市新市町大字新市 37 番地

従業員の職種、員数及び職務の内容

第2条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は下記のとおりとします。

- （1）管理者 作業療法士 1名（非常勤兼務）
管理者は事業所を代表し、所属職員を管理及び指定訪問リハビリテーション利用者の主治医及び関係機関との連携を図り適切な事業の運営を行います。
- （2）理学療法士等
理学療法士 4名（内非常勤専従 4名）
作業療法士 2名（内非常勤専従 1名 非常勤兼務 1名）
言語聴覚士 1名（内非常勤専従 1名）
理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション等の提供を行います。

営業日及び営業時間

第3条 事業所の営業日・営業時間は下記のとおりとします。

- （1）営業時間：月～金 午前8：30～午後5：30
土 午前8：30～午後5：30

(2) 休業日 : 日曜日、祝祭日、8/15・16、12/31～1/3

指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

第4条

(指定訪問リハビリテーションの内容) 指定訪問リハビリテーション等の内容は下記のとおりとします。

- (1) 健康チェック (血圧、体温、脈拍測定など)
- (2) 病状・障害等の医師への報告
- (3) 医師の指示のもとに行なうリハビリテーション (身体機能訓練・日常生活動作訓練等)
- (4) 医療器具装着中の観察、管理、指導
- (5) 家族支援 (家族に対しての相談、助言等)
- (6) 療養生活や介護方法等の指導
- (7) 他のサービス事業者との連携、調整
- (8) その他

(指定訪問リハビリテーションの提供方法) 指定訪問リハビリテーション等の提供方法は下記のとおりとします。

- (1) 利用者が、主治医に申し出て、事業所医が事業所に交付した指示書により指定訪問リハビリテーション実施計画書を作成し、指定訪問リハビリテーションを実施します。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医に診療情報提供書の交付、また事業所医に訪問リハビリテーションの指示書の交付を求めるように指示します。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込む事を助言します。利用者において主治医の決定が困難な場合には、関係機関に連絡し対応します。

(利用料その他の費用の額) 利用料その他の費用の額は下記のとおりとします。

- (1) 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) 通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収します。但し、自動車を使用した場合は、路程 1 キロメートル当たり 50 円を実費として徴収します。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとします。

通常の実業の実施地域

第5条 事業所の実施地域は下記のとおりとします。

福山市新市町、駅家町、芦田町、御幸町、府中市 (上下町を除く)

但し、実施地域以外より依頼があった場合は相談に応じ、考慮いたします。

虐待の防止のための措置に関する事項

第6条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果に

ついて従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所における従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

緊急時における対応方法

第7条 緊急時における対応方法は下記のとおりとします。

- (1) 理学療法士等は指定訪問リハビリテーション等を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を行い、処置を行うこととし、主治医への連絡が困難な時には、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。
- (2) 理学療法士等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。
- (3) 利用者より休日あるいは夜間連絡があった場合には、状態により主治医への連絡を行うなど対応します。

秘密の保持及び情報提供について

第8条 秘密の保持及び情報提供については下記のとおりとします。

- (1) 理学療法士等は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持いたします。
- (2) 理学療法士等が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は居宅介護支援事業所等の必要な機関に対して、利用者の情報を提供する場合には、事前に文書による各関連する者の同意を得ることとします。

相談・苦情対応

第9条

- (1) 事業所は、利用者から相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- (2) 事業者は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

衛生管理等

第10条 事業所は、訪問リハビリ職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期

- 的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

業務継続計画の策定等

- 第11条 事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する寺岡（訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

身体拘束等の禁止

- 第12条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底すること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

その他、留意事項

- 第13条 その他、留意事項について下記のとおりとします。
- (1) その他、契約に無い事が生じた場合には、利用者及びその家族とその都度協議し、対応いたします。
 - (2) 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。

附則：この規程は、平成30年6月1日から施行します。

この規程は、令和2年9月1日から施行します。

この規程は、令和3年4月1日から施行します。

この規程は、令和3年11月1日から施行します。

この規程は、令和3年12月1日から施行します。

この規程は、令和3年12月26日から施行します。

この規程は、令和6年4月1日から施行します。